新潟市電子入札用電子証明書(ICカード)登録要領

(総則)

第1条 本要領は,新潟市電子入札システム(以下「システム」という。)への電子証明書(以下「ICカード」という。)の登録(以下「利用者登録」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者登録の対象者)

第2条 利用者登録をすることができる者は、有資格業者とする。

(利用者登録に係る I Cカード)

第3条 利用者登録を認める I Cカードは,電子入札コアシステムに対応した認証 局が発行したもので,有資格業者名簿に記載されている代表者(委任先を設定し ている場合は,その受任者)(以下「入札者」という。)に係るものとする。

(利用者登録)

第4条 有資格業者は,新潟市電子入札システムに,電子証明書(ICカード)の 利用者登録を行うものとする。

(利用者登録の変更等)

第5条 有資格業者は,登録している電子証明書(ICカード)が失効した場合(登録ICカードの有効期限が到来する場合において,認証局へ失効届を提出した場合を含む。)において,再取得した電子証明書(ICカード)により,再び利用者登録を行うものとする。

附則

この要領は、平成17年4月6日から施行する。